第一章　総則

第一条第一項中「又は「本人口座」を「、「本人口座」又は「国外財産」に、「又は本人口座」を「、本人口座又は国外財産」に改める。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等

第四条第一項第一号ニ中「身体障害者手帳」の下に「、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）」を加え、同号ホ中「運転免許証（」を削り、「運転免許証をいう。）で」を「運転免許証（」に改め、「もの」の下に「に限る。）又は同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）」を加え、同号トを削り、同号チを同号トとし、同号リの前に次のように加える。

チ　出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの

第五条第一号中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

本則に次の一章を加える。

第三章　国外財産に係る調書の提出等

（国外財産調書の記載事項等）

第十二条　国外財産調書（法第五条第一項に規定する国外財産調書をいう。第五項において同じ。）には、同条第一項前段の規定に該当する者の氏名及び住所又は居所のほか、別表第一に定めるところにより、当該者の有する国外財産の種類、数量、価額（令第十条第三項に規定する国外財産の価額をいう。同表において同じ。）及び所在（令第十条第一項並びに次項及び第三項の規定による国外財産の所在をいう。同表において同じ。）その他必要な事項を記載しなければならない。

2　法第五条第一項の国外財産の所在について令第十条第一項の規定により相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十条第一項の規定の定めるところによる場合は、同項第五号に規定する保険金には保険（共済を含む。）の契約に関する権利を、同項第八号に規定する株式には株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。）を、それぞれ含むものとする。

3　法第五条第一項の国外財産の所在については、令第十条第一項及び前項に定めるもののほか、次の各号に規定する場所による。

一　預託金又は委託証拠金その他の保証金（相続税法第十条第一項第四号に掲げる財産を除く。以下この号において「預託金等」という。）については、当該預託金等の受入れをした営業所又は事務所の所在

二　有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号に掲げる有価証券をいい、同条第二項の規定によりこれらの有価証券とみなされる権利を含む。）については、当該有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）の本店又は主たる事務所の所在

三　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、匿名組合契約その他これらに類する契約に基づく出資については、これらの契約に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在

四　信託に関する権利（相続税法第十条第一項第九号及び前三号に規定する財産を除く。別表第一において同じ。）については、当該信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在

五　相続税法第十条第一項及び第二項並びに前項並びに前各号に規定する財産以外の財産については、当該財産を有する者の住所（住所を有しない者にあっては、居所）の所在

4　令第十条第三項に規定する時価に準ずるものとして財務省令で定める価額は、法第五条第一項に規定するその年の十二月三十一日における国外財産の見積価額（当該国外財産が、その年分の事業所得（所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得をいう。以下この項及び別表第一において同じ。）の金額の計算の基礎となった所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産である場合にあっては当該棚卸資産の評価額とし、同項第四十号に規定する青色申告書を提出する者の不動産所得（同法第二十六条第一項に規定する不動産所得をいう。同表において同じ。）、事業所得又は山林所得（同法第三十二条第一項に規定する山林所得をいう。同表において同じ。）に係る同法第二条第十九号に規定する減価償却資産である場合にあっては同日における当該減価償却資産の償却後の価額とする。）とする。

5　国外財産調書の書式は、別表第二による。

6　国税庁長官は、別表第二の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

（過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲）

第十三条　令第十一条第一項第五号に規定する国外財産に基因して生ずる所得で財務省令で定めるものは、次に掲げる所得とする。

一　国外財産が発行法人から与えられた所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第八十四条の規定が適用される同条各号に掲げる権利である場合における当該権利の行使による株式の取得に係る所得

二　国外財産が所得税法施行令第百八十三条第三項に規定する生命保険契約等に関する権利である場合における当該生命保険契約等に基づき支払を受ける一時金又は年金に係る所得

三　国外財産が特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権その他これらに類するもの（以下この号において「特許権等」という。）である場合における当該特許権等の使用料に係る所得

四　令第十一条第一項第一号から第四号まで及び前三号に掲げるもののほか、国外財産に基因して生ずるこれらに類する所得

（過少申告加算税又は無申告加算税の特例の適用がある場合における賦課決定通知書の記載事項）

第十四条　法第六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における過少申告加算税又は無申告加算税に係る国税通則法第三十二条第三項に規定する賦課決定通知書には、当該過少申告加算税又は無申告加算税について法第六条第一項又は第二項の規定の適用がある旨を付記するものとする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一　（第十二条関係）　国外財産調書の記載事項

区分	記載事項	備考
㈠　土地	用途別及び所在別の地所数、面積及び価額	(1)　庭園その他土地に附設したものを含む。 (2)　用途別は、一般用及び事業用の別とする。
㈡　建物	用途別及び所在別の戸数、床面積及び価額	(1)　附属設備を含む。 (2)　用途別は、一般用及び事業用の別とする。
㈢　山林	用途別及び所在別の面積及び価額	(1)　林地は、土地に含ませる。 (2)　用途別は、一般用及び事業用の別とする。
㈣　現金	用途別及び所在別の価額	用途別は、一般用及び事業用の別とする。